

**相談**

相談員が解決の方法を一緒に考えます  
**困ったことがあったら、一人で悩まずに相談してください**

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。秘密は守られますので、ひとりで悩まずに、まずは相談してください。

「消費生活相談」  
 皆さんが巻き込まれそうなケースを紹介します。

**電子ブレイカー設置に伴うトラブル**

私は〇〇業を営んでいます。ある電力会社の関連業者を名乗る人から、電子ブレイカーを設置することで、今の電気料金より安くなるなどのメリット面だけの説明を受け、事業者間で設置契約を結んでしまいました。  
 後日、電子ブレイカーが設置され、契約書を確認したところ、150万円の高額な契約額だったため、クーリング・オフしたいと考えています。

**▼アドバイス**

電子ブレイカーの設置に伴うトラブルは、大部分が事業者です。事業者間の契約には、クーリング・オフ制度は適用されません。

早急に対処する必要があります。契約を行う前には、契約額や契約約款、電力会社などを必ず確認してください。  
 実際に設置し、電気料金が安くならず、むしろ電気料金が高くなったなどの実例もありますので、気を付けましょう。

**特設店舗販売による契約トラブル**

ある一定期間、空き地などに店舗を設置して、日用品などを販売する「特設店舗」が近所にできました。  
 近所の人から、「格安で商品を販売している。この商品はすく体に良い」と、特設店舗へ誘われました。  
 誘ってくれた人は、すでに100万円以上の買い物をしているようです。

**▼アドバイス**

販売されているものが不要であれば、たとえ近所の人から勧められても、慎重に判断することが大切です。もし特設店舗に行ってしまった

問い合わせ 市民相談センター 藤田 ☎(23) 0088

場合、その場での契約はやめましょう。

特設店舗で不必要な高額商品をたくさん買っている人がいたら、クーリング・オフができますので、市民相談センターに相談してください。

場合によっては、クーリングオフ期間の8日間を過ぎても解約できることもあります。

**遠隔操作によるプロバイダ変更のトラブル**

大手通信会社を名乗る人から、突然電話があり「現在使用しているプロバイダより安くなる」と言われ、業者の遠隔操作により、使用するプロバイダが変更されました。

その後、動画や通信ソフトが使えなくなり、パソコンの起動に時間がかかるようになってしまいました。また、遠隔操作により個人情報などが抜き取られていないか心配です。

契約を解除して、以前のプロバイダに戻したいと考えています。

**▼アドバイス**

最近、遠隔操作プログラムによ

るプロバイダ変更の苦情が増加しています。

通信関連の契約は、特定商取引法の適用外で、クーリング・オフの適用がありません。しかし、早期の場合には、解約できることがあります。

プロバイダ料金が安くなると言われても、安易に信用せずに、契約内容を必ず確認しましょう。各プロバイダのオプション契約により、料金が高くなってしまいう場合もあります。

インターネット使用に不具合がある場合には、プロバイダに連絡し、早急に対処してもらうようにしてください。

**「問い合わせと受付時間など」**

**●問い合わせ**

市民相談センター(消費生活センター) ☎(23) 0088

**●受付時間**

午前9時から午後4時まで

**●相談方法**

電話または市民相談センター(消費生活センター)にお越しください。場所は、市役所榛原庁舎北側にある建物の2階です。

**募集**

私たちと一緒に住みたい・住み続けたいまちをつくりましょう  
**平成27年度採用の牧之原市職員を追加募集します**

問い合わせ 総務課 横山 ☎(23) 0051

**「募集人員概要」**

**職種・採用人数**

▼①事務職員(身体障がい者枠含む) 若干名

▼②保健師 1人程度

**受験資格**

▼①昭和59年4月2日以降に生まれ、4年生大学を卒業(見込み含む)している人  
 \*身体障がい者については、ホームページを確認してください。

▼②昭和59年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を取得(見込み含む)している人

**1次試験**

▼試験日 11月29日(土)

▼会場 市役所榛原庁舎4階会議室(予定)

▼試験内容 ①、② 一般教養試験(マークシート方式)、論文

**2次試験**

▼試験時期 12月下旬を予定

▼試験内容 ①、② 面接

\*1次試験合格者に詳細を通知します。

**3次試験**

▼試験時期 平成27年1月を予定

▼試験内容 ①、② 面接

**申込方法**

▼市のホームページにある申込書とエントリーシートに必要事項を記入し、顔写真を貼り付け、総務課に提出または郵送する。

**申込期限**

▼11月7日(金)(当日必着)

\*詳細は問い合わせください。

**申込先**

▼総務課(市役所榛原庁舎4階)  
 〒421-0495  
 牧之原市静波447番地1



若い力で一緒に頑張りましょう  
 (26年度採用の職員たち)

**税金**

11月と12月は滞納整理強化月間  
**税金は納期限までに納めましょう**

問い合わせ 納税課 佐々木 ☎(23) 0022

県内全ての市町では、11月と12月を「滞納整理強化月間」に設定して、県と連携しながら徴収の強化に取り組みます。

納税は、国民の3大義務の1つで、納期限までに納めなければなりません。

多くの市民の皆さんには、期限までに納税していただいています。中には税金を滞納している人もいます。

納付していただいた皆さんの税金は、教育や福祉、道路河川、防災環境などさまざまな分野で使われ、安心して暮らせるまちを支える大切な財源となりますので、忘れずに期限内に納付しましょう。

**税金を滞納すると**

税金を納期限内に納めなかった場合、延滞金や督促手数料が発生し、本来納付すべき税額よりも多い金額を納めることとなります。また、滞納をそのままにすると、納期限までに納めた人との公平性を図るため、延滞金を含めた滞納税額を差押えなどにより、強制的に徴収することになります。

この滞納処分は、滞納者の意思に関わりなく、強制的に執行するものです。

\*納付期限までに納付がなかった場合は、督促状や催告状で納付を促しています。「督促状を発送した日から起算して、10日を経過した日までに完納しなかった場合には、滞納者の財産を差押ししなければならぬ」と法律で定められています。

**納税が困難な場合は早めの納税相談を**

本人や家族の病気、事業の廃止や経営不振、失業などの事情により市税を納められない場合には、そのまま放置せず必ず納税課に相談してください。

納税課では、現在の収入状況や生活の様子などを聞き、今後の納付計画を立てるなど、納付の手助けをしています。

\*毎週水曜日は、夜間窓口を午後7時まで開いていますので、ぜひ利用してください。